

津市育休代替 任期付職員採用試験

(名簿記載期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで)



受 験 案 内

【募集職種】

事務職、技術職(建築)、保育士、保健師、技能員(調理員)

受付期間 平成28年12月1日(木)から平成28年12月21日(水)まで

試験日 第1次試験 平成29年1月15日(日)

試験場所 津市立三重短期大学

《育休代替任期付職員とは》

育児休業を取得する職員の代替として、任期を定めて採用される職員です。

津市育休代替任期付職員採用試験の合格者は「育休代替任期付職員採用候補者名簿」(以下「名簿」といいます。)に記載され、職員の育児休業の状況等に応じて採用されます。

【任 期】 職員の育児休業期間(1年を超える場合)に応じて任期が決定されます。

※ 任期を短縮又は延長する場合があります。

【業務内容】 原則として任期の定めのない職員(以下「正規職員」といいます。)と同じ業務内容です。

【勤務条件等】 任期の定めがあること及び育児休業をすることができないこと等以外は、原則として正規職員と同様です。

津市総務部人事課(本庁舎6階)

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電 話 番 号 059-229-3106

ホームページ <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>

1 職種、採用予定人数及び受験資格

| 職 種 | 採用予定人数 | 受 験 資 格 | |
|--|--------|---|-----------------------------|
| | | 学 歴 、 免 許 等 | 生 年 月 日 |
| 事務職 | 15人程度 | (1) 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成29年3月卒業（修了）見込みの人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人 | 昭和39年4月2日以降平成11年4月1日までに出生の人 |
| 技術職 (建築) | 2人程度 | (1) 次のすべての条件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成29年3月卒業（修了）見込みの人 イ 上記アに掲げる学校等において建築に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人 | 昭和39年4月2日以降出生の人 |
| 保育士 | 20人程度 | 保育士登録を受けている人又は平成29年3月までに保育士登録を受ける見込みの人 | |
| 保健師 | 5人程度 | 保健師（保健婦、保健士）免許を有する人 | |
| 技能員 (調理員) | 3人程度 | 中学校卒業以上の学歴を有する人 | 昭和39年4月2日以降平成11年4月1日までに出生の人 |
| すべての職種に共通する受験資格 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号の一に該当しない人で通勤可能な人 | | | |

2 職務内容

| 職 種 | 職 務 内 容 |
|-----------------|-------------------------------|
| 事 務 職 | 一般行政事務 |
| 技 術 職 （ 建 築 ） | 建築物等に係る設計、施工管理、建築確認等に関する技術的業務 |
| 保 育 士 | 児童福祉施設等（保育所等）における児童の保育業務等 |
| 保 健 師 | 乳幼児、妊産婦、成人等の保健指導業務等 |
| 技 能 員 （ 調 理 員 ） | 学校、児童福祉施設等（保育所等）における給食業務 |

※ 原則として正規職員と同様の業務に従事します。

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

平成28年12月1日(木)から平成28年12月21日(水)まで(土曜日・日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市育休代替任期付職員採用試験申込書(受験票付き) ----- 1通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

(印刷用紙は白色のA4版(縦:29.7cm、横:21cm)を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色のA4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。)

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。

イ 返信用封筒 ----- 2通(持参による申込みの場合は1通)

※ 返信用封筒のサイズ:長形3号(縦:23.5cm、横:12cm)

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る可否の通知(持参による申込みの場合は、第1次試験に係る可否の通知)を送付しますので、82円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名(敬称は「様」)を記入してください。

(3) 提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市育休代替任期付職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

平成28年12月21日(水)午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当(津市本庁舎7階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課あて

イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。

平成28年12月21日(水)午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

【提出先】津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課(津市本庁舎6階)

※ 郵送による提出に御協力をお願いします。

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却(郵送による場合は、返信用封筒により返送)し、又は受験を無効とすることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で平成28年12月26日(月)までに受験票が届かないときは、津市総務部人事課(電話番号 059-229-3106)へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による提出はできません。

オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

(1) 試験科目及び試験の内容

| 職 種 | 試験科目 | 試 験 の 内 容 |
|--------------|--------|---|
| 事務職 | 教養試験 | 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての択一式（マークシート方式）による筆記試験 |
| 技術職 (建築) | 専門試験 | 数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規及び建築施工に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験 |
| 保育士 | 専門試験 | 社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健（精神保健を含む。）に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験 |
| 保健師 | 専門試験 | 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験 |
| 技能員 (調理員) | 労務適性検査 | 技能員としての適応性を作業適性及び社会適性の両面からみるための択一式（マークシート方式）による筆記検査 |

※ 教養試験及び専門試験（技術職（建築））の試験問題は、高等学校卒業程度です。

※ 試験問題及び検査問題は、活字印刷文で出題します。

(2) 試験日

平成29年1月15日（日）

(3) 試験場所

津市立三重短期大学（津市一身田中野157番地）

※ 応募状況等により他会場でも行う場合があります。

(4) 結果発表

平成29年1月27日（金）（予定）に受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験（個人面接）

(2) 試験日

平成29年2月6日（月）から平成29年2月15日（水）までにおけるいずれかの日（予定）
詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

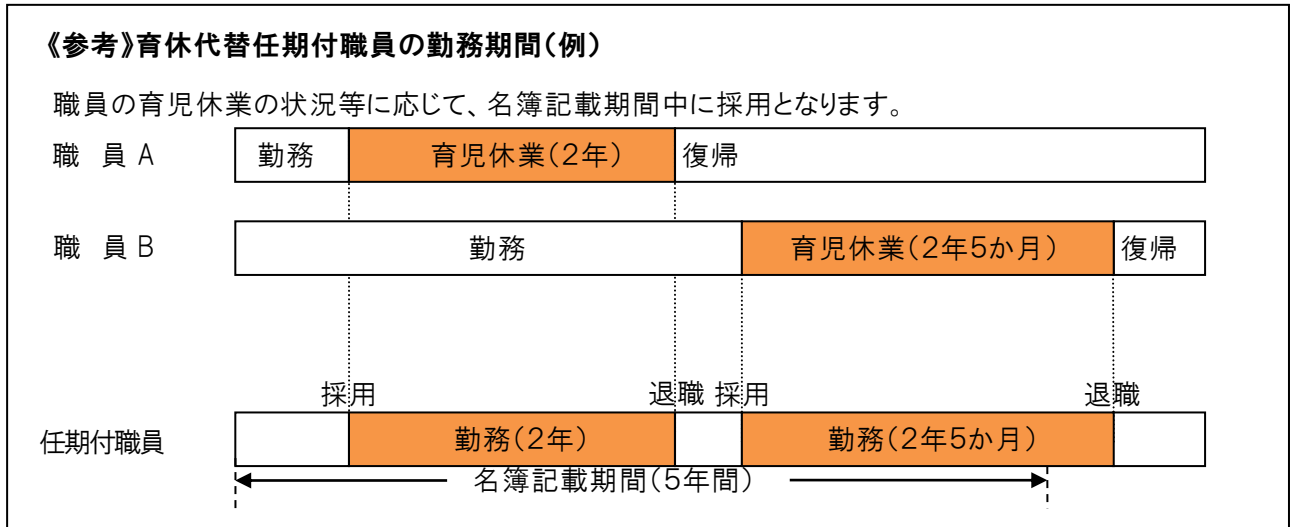
6 最終合格者発表

平成29年2月下旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を送るとともに、後日、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

7 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、平成29年4月1日以降、職員の育児休業の状況等に応じて採用する予定です(名簿に記載されても必ず採用されるとは限りません。名簿の記載期間は平成34年3月31日までです。)



(2) 採用に当たっては、原則として名簿に記載されている順に採用の諾否を確認し、応諾後各種書類の提出などの手続を別途依頼します。

(3) 任期は、職員が育児休業を取得する期間に応じて決定されます(育児休業の期間は、最大で3年間です。)

(4) 任期が満了した場合でも、名簿記載期間中であれば、再度任期付職員としての勤務をお願いする場合があります。

(5) 現在、既に名簿に記載中の人がこの試験に合格した場合は、現在の名簿記載期間中は従前の試験による順位が優先され、現在の名簿記載期間終了後に、この試験に基づく順位による記載が有効となります。

(例) 現在の名簿記載期間が平成28年10月1日から平成33年9月30日までの方

平成33年9月30日までは、現在の名簿記載順位により採用等が行われ、当該名簿記載期間が終了した次の日である平成33年10月1日からは、この試験の結果に基づく順位により採用等が行われることとなります。

(6) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、合格を取り消し、名簿から削除します。

(7) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

8 給与

(1) 初任給の例

| 職 種 | 等 | 初 任 給 |
|--------------------------------|-------------------------|----------|
| 事 務 職 技 術 職（ 建 築 ） 保 育 士 | 大学院（修士課程）修了 | 190,200円 |
| | 大学卒 | 176,700円 |
| | 短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒 | 160,200円 |
| | 高等学校卒等 | 149,000円 |
| 保 健 師 | 大学・保健師養成所卒 | 176,700円 |
| 技 能 員（ 調 理 員 ） | 18歳の場合 | 149,000円 |

(注) 上記は平成28年4月1日付けで採用の場合の初任給であり、採用までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。

※ 職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等が支給されます。

9 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります。

(例1) 児童福祉施設等（保育所等）に勤務する保育士及び技能員（調理員）の場合
勤務時間は、原則、月曜日から土曜日までのうち1週間当たり5日勤務で、午前7時30分から午後7時までのうち7時間45分（施設等により異なる場合があります。）

(例2) 学校等に勤務する技能員（調理員）の場合
勤務時間は、原則、月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時45分まで（学校等により異なる場合があります。）

(2) 勤務場所

本庁、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

(3) 休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります（上記「(1) 勤務時間」を参照）。

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇等）、病気休暇及び介護休暇があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合等に参加し、医療に係る給付等が受けられます。

(6) 研修

実務研修、職務実践研修など様々な研修を実施しています（一部受講できないものもあります。）。

(7) その他

育児休業及び育児短時間勤務等をすることはできません。

10 その他

(1) 任期付職員への採用は、正規職員の採用とは無関係です。正規職員になるためには、必ずそのための採用試験に合格しなくてはなりません。また、任期付職員の任期中及び名簿記載期間であっても、正規職員の採用試験を受験することは可能です。

(2) 採用後6か月の間は、地方公務員法第22条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(3) この試験の詳細については津市総務部人事課（津市本庁舎6階）までお問い合わせください。
電話番号（059-229-3106）

◎ 日本国籍を有しない人が津市育休代替任期付職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

なお、「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

※ 「公権力の行使」に係る職務の具体例

建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可等に係る業務